

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明 様

福島第一原子力発電所の廃炉、原子力損害賠償の
完全実施及び復旧・復興への協力に関する要求書

令和 5 年 1 月 4 日

福島県双葉町長 伊 澤 史 朗

福島県双葉町議会議長 伊 藤 哲 雄

福島第一原子力発電所の廃炉、原子力損害賠償の完全実施及び復旧・復興への協力に関する要求書

平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所事故から11年9ヵ月が経過し、昨年8月30日には特定復興再生拠点区域の避難指示解除がなされ、ようやく住民の帰還・復興がスタートしたが、ほとんどの町民が未だ先の見えない不安を抱き、長期の避難生活を強いられている状況である。

一方、過酷な事故を起こし、30～40年とも言われる廃炉作業が続く福島第一原子力発電所に加え、苦渋の決断の末、受け入れた中間貯蔵施設を抱え、更にはALPS処理水の海洋放出と極めて厳しい状況であり、町の復旧・復興の実現に向けては課題が山積している。

東京電力は、町の復旧・復興の取り組みに最大限協力するとともに、被災地域さらには福島県全体の復興のため、事故の原因者としての責務を果たす義務がある。

廃炉作業については、今後燃料デブリの取り出しなど、より一層複雑かつ困難さを増し、綿密な作業工程や確かな技術等が求められることから、東京電力においては、引き続き細心の注意を払うとともに、廃炉作業を安全かつ着実に進めることは町民帰還の大前提となることを肝に銘じ、町民の安心・安全の確保を最優先に、迅速かつ分かりやすい情報提供の徹底が必要である。

原子力損害賠償については、原発事故により甚大な被害を受けている町民に対する様々な賠償に関して、今もなお、ほとんどの町民が避難生活を強いられているという町の特殊な事情を十分認識し、被害実態に即した賠償を確実に行うよう再三にわたり求めているが、その求めに真摯に応じているとは言い難いため、東京電力においては、改めて加害者としての責任を全うすべきである。

以上を踏まえ、改めて、特に下記の事項について、その実施を強く求める。

記

1. 福島第一原子力発電所の廃炉関連

(1) 早期かつ着実な廃炉の実施について

双葉町民をはじめとする周辺住民が安心して暮らせるよう、中長期ロードマップを踏まえ、廃炉作業の安全かつ着実な実施に引き続き取り組むとともに、廃炉作業に従事する作業員の健康管理、安全に対する教育・訓練の充実はもとより、技術者の世代交代が進むことを見据え、計画的かつ安定的な要員確保及び技術・技能の維持向上等の徹底を図り、長期にわたる廃炉作業が着実に進むよう取り組むこと。

(2) 廃炉作業における安全対策の徹底について

事故後の混乱の中、多くの仮設設備が設置され十分な点検がなされず、異常が確認された際に対応するという状況は、安全対策が欠如していると言わざるを得ない。

安全の維持・向上のため、油漏れ等異常が確認される前にしっかりと予防策を講じるとともに、今後使用見込みがない仮設設備の処分を着実にを行い、安全管理を徹底すること。

(3) 積極的かつ確実な情報の発信について

廃炉作業によるトラブルの未然防止に努め、被災地の復興や住民の帰還に支障をきたすことのないよう、積極的かつ確実な情報発信にとどまらず、わかりやすい広報に努めること。

(4) 放射性廃棄物の取り扱いについて

燃料デブリをはじめとする放射性廃棄物の取り扱いについては、町の復興の妨げとならぬよう、安全かつ確実な保管・管理を徹底するとともに、発電所内で恒久的に保管することのないよう、処理・処分方法に関する目標工程を早期に示すこと。

(5) ALPS 処理水海洋放出に伴う理解醸成について

ALPS 処理水の海洋放出について、現在、国内外の理解醸成がほとんど進んでいないことは誠に遺憾である。理解が進まないまま放出されることとなれば、町民の不安や帰還意欲の低下、そして今なお、避難を強いられている町民の生活の妨げとなることは明白であり、断じて許されるものではない。事業者として自らこれまで対外的に説明されてきた国内及び海外への理解醸成が進むよう国と共に当事者意識をもってしっかりと取り組むこと。

2. 原子力損害賠償関係

(1) 町民の被害実態に即した賠償の実施について

町及び町議会は、東京電力に対してこれまで再三にわたり、町の特殊な事情を十分認識し、事故を起こした原因者として被害者に寄り添い、被害実態に合った迅速かつ確実な賠償を行うとともに、今後も長期避難の継続が見込まれる多くの町民への生活再建支援を主体的に取り組むよう求め続けているが、東京電力にはその求めに対する真摯な姿勢が見受けられない。

当町民の精神的苦痛や経済的損失は計り知れない。令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示解除が実現したものの、町域の約85%が帰還困難区域であることや12年あまり避難生活が継続していることにより、故郷に戻ることができない不安や絶望感の増大が今も続いていることに加え、避難先での生活環境に適応できず生活が窮乏するなど、今後も多くの町民の避難生活を取り巻く状況は一層厳しさを増していくことが想定される。東京電力は、町の特殊事情を十分に認識した上で、これまでの町及び町議会の要求事項を踏まえ、事故を起こした原因者として、自らの賠償基準や判断で対応することなく、早急かつ真摯に対応すること。

(2) 商工業者及び農林業者に対する営業損害に係る賠償について

避難指示区域内の商工業者に対する営業損害について、将来分を含む一括賠償後の追加賠償が認められた事例が極めて少数といった報道等がなされており、東京電力は事故の原因者として被害者に真に向き合っているのか甚だ疑問である。

特に、双葉町は、他の被災地域と異なり、町民は今後も長期の避難を強いられた状態が継続し、事業再開の見通しが立たないなど、事業者が被っている損害は甚大である。東京電力は、原子力発電所事故との相当因果関係にあたり個別訪問等による実態把握に努め、事業者からの相談や請求に丁寧に対応し、被害実態に見合った十分な賠償を迅速かつ確実に行うこと。

また、商工業者及び農林業者に対しては損害が発生している限りは賠償を継続するとともに請求手続きの簡素化など柔軟に対応し、被害者の負担を軽減すること。

(3) 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介について

原子力損害賠償紛争解決センターで蓄積している類型化できているものについて事例集を取りまとめていることから、当センターで提示する「和解仲介案」や「総括基準」の事例を原子力災害の原因者として積極的に受け入れ、確実に賠償を行うこと。また、同様の損害を受けている被害者に対しては、和解仲介の手続きによらず、直接請求によって一律に対応すること。

(4) 原子力損害の範囲の判定に関する中間指針第五次追補について

令和4年12月20日に開催された第63回原子力損害賠償紛争審査会において中間指針第五次追補が決定した。その背景には、東京電力が被害者の声を真摯に受け止めず、中間指針で示されている賠償額の目安を賠償の上限と自ら判断している状況が見受けられることや、「第四次総合特別事業計画」において示している「3つの誓い」のうち「和解仲介案の尊重」が守られていない等が一因であると判断する。

東京電力は、「3つの誓い」を改めて徹底し、まずは、当審査会で決定した中間指針第五次追補の実施に向け、被害者に対し迅速かつ適切に賠償できる体制を整えること。

また、被害者からの請求や相談等は個別の事情を十分に傾聴し、個別具体的な事案に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは、全て賠償の対象となるとの中間指針第五次追補の基本的考えを踏まえ、丁寧に対応すること。

3. 双葉町の復旧・復興に向けた取組みへの協力関係

(1) 中野地区復興産業拠点への企業立地と施設の活用について

町の復興には、中野地区復興産業拠点に産業団地の核となる施設が必要である。同拠点が福島第一原子力発電所に近接した産業団地であるという優位な立地環境を踏まえ、廃炉技術の最前線基地として、各種施設の町への立地を図ること。

(2) 双葉町内への企業参入及び雇用の拡充について

町が整備を進めている中野地区復興産業拠点は福島第一原子力発電所に近接しており、今後さらに迅速かつ正確な作業が求められる廃炉作業において優位な立地環境であることを踏まえ、技術者研修拠点以外にも町内にグループ企業及び関連企業と連携し、同拠点への立地や町内での雇用の拡充を図る取組みを推進すること。また、地元企業においては、地元の利を生かした迅速な対応が出来ることから、廃炉作業等への参入など地元との連携など積極的な環境づくりに取り組むこと。

(3) 双葉町内における社員寮の再開・再整備等について

町では、早期の帰還環境整備のため、JR双葉駅周辺における交流拠点の形成に向けた取組みの更なる加速化を図りたいと考えている。町内の賑わい再生に向け、グループ企業はもとより関連企業も含め町の復興への協力を率先して行うこと。

また、住民帰還が進まない町内での防火・消防活動の一貫として、東京電力及びグループ企業の社員の皆さんが、当町消防団への入団について、特段の配慮をもって取り組むこと。